

全建労発第 54 号

平成 26 年 9 月 9 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

会 長 近 藤 晴 貞

(公印省略)

建設業における労働災害防止対策について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記については、平成 26 年 8 月 19 日付全建労発第 4 8 号「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について」によりご周知方お願いしたところです。

このたび、国土交通省は、厚生労働省から建設業における労働災害防止対策について建設業関係団体への指導協力要請を受け、土地・建設産業局建設業課長から本協会に、別添のとおり建設業における労働災害防止対策に一層努めるよう周知・徹底の通知がなされたところです。

つきましては、貴協会傘下会員に対し、周知いただきますようお願い申し上げます。



国土建第106号
平成26年9月2日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

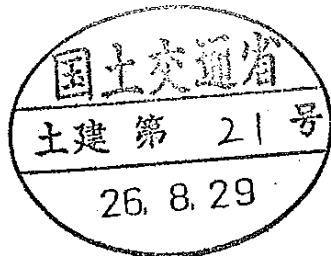


建設業における労働災害防止対策について

標記については、厚生労働省から平成26年上半期の死傷災害の増加傾向を受け、平成26年8月5日付け「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について」（別紙1）及び同日付け「建設業における労働災害防止対策の徹底について」（別紙2）により、関係団体へ労働災害防止に向けた取組の強化を要請されたところです。

今般、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長より、別添平成26年8月29日付け「建設業における労働災害防止対策について」のとおり建設業における労働災害防止対策について建設業関係団体への指導等を求められたところであり、貴団体におかれましては、その趣旨をご理解いただくとともに、貴団体傘下の会員等に対して建設業における労働災害防止に一層努めるよう周知及び徹底をお願いいたします。

なお、安全衛生教育については、平成15年3月25日付け「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について」（別紙3）が、各都道府県労働局長あて通知されており、併せてその普及に努めていただきますようお願いいたします。



別添

基安安発 0829 第 1 号
平成 26 年 8 月 29 日

国土交通省土地・建設産業局建設業課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

建設業における労働災害防止対策について

建設業における労働災害の発生状況は、死亡災害は長期的に減少を続け、平成 25 年には、平成 23 年と並び過去最少の 342 人となりました。一方で、休業 4 日以上之死傷災害は、平成 22 年までは長期的に減少したものの、その後は 3 年連続して増加している状況にあります。

さらに、平成 26 年の労働災害の発生状況を見ますと、1 月～6 月末までの速報値では、休業 4 日以上之死傷災害は、6,922 人と前年同期の 6,653 人と比較して 269 人 (+4.0%) の増加となっており、死亡災害は、159 人と前年同期の 124 人と比較して 35 人 (+28.2%) の大幅な増加となっております。

こうした状況を踏まえ、別添のとおり、平成 26 年 8 月 5 日付け基安安発 0805 第 1 号「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について」及び同日付け基安安発 0805 第 1 号「建設業における労働災害防止対策の徹底について」により、関係団体に対して労働災害防止に向けた取組の強化を要請したところですが、国土交通省におかれましても、各団体等に対する指導等に御協力いただくとともに、地方機関に対する周知等にもご配慮いただくよう要請いたします。

なお、建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育については、平成 15 年 3 月 25 日付け基安安発第 0325001 号「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について」により推進しておりますので、これを参考に当該教育の普及にご協力いただきますよう、あわせて要請いたします。

基安発0805第1号
平成26年8月5日

別紙の関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長

労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について

労働災害の発生件数は、関係各位の御尽力により長期的には着実に減少してきましたが、労働災害による休業4日以上死傷者数が平成22年から3年連続で増加という事態となり、労使、関係者が一丸となって対策を講じた結果、平成25年には4年ぶりに前年を下回ることとなりました。

しかしながら、平成26年は再び増加傾向に転じ、死亡者数は対前年比19.4%（6月末現在）の大幅な増加、休業4日以上死傷者数も対前年比3.6%（同）の増加と極めて憂慮すべき事態となっています。

このため、別添のとおり、労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請をいたします。貴団体におかれましては、労働災害防止に向けた取組を強化いただくとともに、傘下の会員事業場への周知につきまして、特段の御配慮をお願いいたします。

別紙

緊急要請の対象団体 (251 団体)

中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会
船員災害防止協会
ビール酒造組合
一般財団法人食品産業センター
精糖工業会
日本醤油協会
一般社団法人日本植物油協会
一般社団法人日本食品機械工業会
一般社団法人日本乳業協会
協同組合日本製パン製菓機械工業会
一般社団法人日本厨房工業会
一般社団法人日本食肉加工協会
一般社団法人日本パン工業会
全日本パン協同組合連合会
全日本菓子工業協同組合連合会
全国菓子工業組合連合会
全国飴菓子工業協同組合
全国製麺協同組合連合会
全国蒲鉾水産加工業協同組合連合会
全国水産加工業協同組合連合会
全国飲食業生活衛生同業組合連合会
公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会
全国漁業協同組合連合会
一般社団法人カメラ映像機器工業会
一般社団法人セメント協会
せんい強化セメント板協会
ロックウール工業会
塩ビ工業・環境協会
化成品工業協会

写真感光材料工業会

製粉協会

石灰石鉱業協会

一般社団法人全国建築コンクリートブロック工業会

全国生コンクリート工業組合連合会

全国素材生産業協同組合連合会

全国段ボール工業組合連合会

全日本紙器段ボール箱工業組合連合会

全日本紙製品工業組合

電機・電子・情報通信産業経営者連盟

電線工業経営者連盟

一般社団法人日本JATI協会

一般社団法人日本アルミニウム協会

一般社団法人日本ガス協会

日本LPガス協会

一般社団法人全国LPガス協会

電気事業連合会

一般社団法人日本電気協会

一般社団法人日本動力協会

一般社団法人日本原子力産業協会

日本フェロアロイ協会

日本プラスチック工業連盟

一般社団法人日本ベアリング工業会

一般社団法人日本ロボット工業会

一般社団法人日本印刷産業連合会

一般社団法人日本衛生材料工業連合会

日本火薬工業会

公益社団法人全国火薬類保安協会

一般社団法人日本機械工業連合会

日本機械輸出組合

一般社団法人日本金属プレス工業協会

一般社団法人日本建設機械工業会

日本光学工業協会

一般社団法人日本工作機械工業会

一般社団法人日本産業・医療ガス協会

一般社団法人日本産業機械工業会

日本酸化チタン工業会

一般社団法人日本自動車会議所
一般社団法人日本自動車工業会
一般社団法人日本自動車車体工業会
一般社団法人日本自動車部品工業会
公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会
一般社団法人日本ボイラ整備据付協会
一般社団法人日本伸銅協会
日本製紙連合会
日本船舶輸出組合
一般社団法人日本造船協力事業者団体連合会
一般社団法人日本造船工業会
一般社団法人日本鍛圧機械工業会
一般社団法人日本鍛造協会
一般社団法人日本中小型造船工業会
一般社団法人日本鑄造協会
日本鑄鍛鋼会
一般社団法人日本鉄鋼連盟
一般社団法人日本溶接協会
一般社団法人日本鉄道車輛工業会
一般社団法人日本電機工業会
一般社団法人日本照明工業会
一般社団法人日本電線工業会
一般財団法人日本陶業連盟
一般社団法人日本皮革産業連合会
日本紡績協会
日本麻紡績協会
日本羊毛紡績会
板硝子協会
石油化学工業協会
石油鋳業連盟
公益社団法人東京医薬品工業協会
一般社団法人日本ゴム工業会
日本ソーダ工業会
一般社団法人日本化学工業協会
日本化学繊維協会
一般社団法人日本化学物質安全・情報センター
日本化粧品工業連合会

日本製薬工業協会
日本製薬団体連合会
日本石鹼洗剤工業会
一般社団法人日本塗料工業会
日本肥料アンモニア協会
一般社団法人日本芳香族工業会
日本無機薬品協会
硫酸協会
日本鋳業協会
一般社団法人日本砂利協会
一般社団法人日本碎石協会
一般社団法人日本新聞協会
公益社団法人日本専門新聞協会
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
全国造船安全衛生対策推進本部
一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会
一般社団法人プレハブ建築協会
一般社団法人仮設工業会
一般社団法人海外建設協会
一般財団法人建設業振興基金
公益財団法人建設業福祉共済団
一般社団法人建設産業専門団体連合会
一般社団法人合板仮設材安全技術協会
一般社団法人全国クレーン建設業協会
全国仮設安全事業協同組合
公益社団法人全国解体工事業団体連合会
全国管工事業協同組合連合会
全国基礎工業協同組合連合会
一般社団法人全国建設業協会
全国建設業協同組合連合会
一般社団法人全国建設業労災互助会
一般社団法人全国建設産業団体連合会
一般社団法人全国森林土木建設業協会
一般社団法人全国測量設計業協会連合会
一般社団法人全国中小建設業協会
一般社団法人全国中小建築工事業団体連合会
一般社団法人送電線建設技術研究会

公益社団法人日本プラントメンテナンス協会
一般社団法人日本プラント協会
一般社団法人日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会
一般社団法人日本橋梁建設協会
一般社団法人日本空調衛生工事業協会
一般社団法人日本建設機械施工協会
／一般社団法人日本建設業経営協会
／一般社団法人日本建設業連合会
一般社団法人日本建設躯体工事業団体連合会
一般社団法人日本型枠工事業協会
一般社団法人日本左官業組合連合会
一般社団法人住宅生産団体連合会
一般社団法人日本造園建設業協会
一般社団法人日本造園組合連合会
一般社団法人日本電設工業協会
一般社団法人日本塗装工業会
／一般社団法人日本道路建設業協会
一般社団法人日本鳶工業連合会
一般社団法人日本埋立浚渫協会
一般財団法人首都高速道路協会
公益社団法人全日本トラック協会
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会
一般社団法人全国乗用自動車連合会
公益社団法人鉄道貨物協会
一般社団法人日本港運協会
一般社団法人日本民営鉄道協会
公益社団法人全国通運協会
オール日本スーパーマーケット協会
一般社団法人新日本スーパーマーケット協会
全国タイヤ商工協同組合連合会
全国石油商業組合連合会
全日本家具商組合連合会
一般社団法人日本ドウ・イット・ユアセルフ協会
一般社団法人日本ショッピングセンター協会
日本スーパーマーケット協会
日本チェーンストア協会
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

一般社団法人日本自動車販売協会連合会
日本小売業協会
公益社団法人日本新聞販売協会
日本百貨店協会
公益社団法人全国有料老人ホーム協会
公益社団法人全国老人福祉施設協議会
公益社団法人日本認知症グループホーム協会
社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国社会福祉法人経営者協議会
一般社団法人全国特定施設事業者協議会
一般社団法人日本在宅介護協会
一般社団法人全国介護事業者協議会
公益社団法人全国老人保健施設協会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国ホームヘルパー協議会
一般社団法人日本フードサービス協会
一般社団法人大阪外食産業協会
公益社団法人日本給食サービス協会
一般社団法人日本弁当サービス協会
一般社団法人日本惣菜協会
公益社団法人日本べんとう振興協会
公益社団法人リース事業協会
一般社団法人日本倉庫協会
一般社団法人信託協会
一般社団法人生命保険協会
一般社団法人全国銀行協会
一般社団法人全国信用金庫協会
一般社団法人全国信用組合中央会
一般社団法人全国地方銀行協会
一般社団法人第二地方銀行協会
日本証券業協会
一般社団法人日本損害保険協会

一般社団法人日本ビルディング協会連合会
一般社団法人日本不動産協会
一般社団法人日本民間放送連盟
一般社団法人日本映画製作者連盟
一般社団法人日本映像ソフト協会
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
一般社団法人情報サービス産業協会
一般社団法人情報通信エンジニアリング協会
一般社団法人情報通信産業ネットワーク協会
一般社団法人電気通信協会
一般社団法人電気通信事業者協会
一般社団法人電子情報技術産業協会
全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
一般社団法人全日本シティホテル連盟
一般社団法人日本ゴルフ場経営者協会
一般社団法人日本ホテル協会
一般社団法人日本旅館協会
一般社団法人日本旅行業協会
公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
公益社団法人全国産業廃棄物連合会
公益社団法人全国都市清掃会議会長
一般社団法人東京ガラス外装クリーニング協会
一般社団法人日本くん蒸技術協会
公益社団法人日本洗淨技能開発協会
公益法人日本洗淨技能開発協会
一般社団法人全国警備業協会
全国森林組合連合会
全国農業協同組合中央会
全国農業協同組合連合会
一般社団法人全国木材組合連合会
一般社団法人日本林業協会
一般社団法人林業機械化協会
一般社団法人大日本水産会

労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請

労働災害の発生件数は、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきましたが、平成22年、23年、24年と3年連続で増加という事態となり、労使、関係者一丸となって対策を講じた結果、平成25年は4年ぶりに前年を下回りました。しかしながら、平成26年は再び増加傾向に転じており、死亡者数は対前年比19.4%（6月末現在）の大幅な増加となっております。また、休業4日以上之死傷者数も対前年比3.6%（同）の増加となっております。

本年の労働災害が増加している背景には、消費税の増税前の駆け込み需要や2月の大雪の影響のほか、4月以降も前年同期を上回る労働災害が発生していることから、産業活動が引き続き活発になっていると考えられます。

また、これまで労働災害防止活動に積極的に取り組んできた製造業、建設業、陸上貨物運送事業などでも、死亡災害が大幅に増加しており、経済状況が好転する中、人手不足が顕在化し、企業の安全衛生管理体制の「ほころび」が懸念されます。

さらに、小売業をはじめとする第三次産業において労働災害の割合が拡大傾向にあります。こうした業種では重篤な労働災害が少なく、安全に対する意識が事業者、労働者ともに弱いことがその背景にあると考えられます。そのほか、若年者をはじめ経験が十分でない労働者に対して効果的な安全衛生教育が実施されているかも確認が必要と考えます。

安心して働くことができる職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。事業者の皆様におかれましては、上記の労働災害増加の背景と併せ、こうした点も考慮いただき、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

- 1 経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 安全管理者等の選任義務がない事業場においても安全の担当者（安全推進者）を配置するなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 3 雇入れ時教育を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

平成26年8月5日

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長 土屋 喜久

基安安発0805第1号
平成26年8月5日

建設業労働災害防止協会専務理事
一般社団法人日本建設業連合会会長
一般社団法人全国建設業協会会長
建設労務安全研究会理事長
全国建設労働組合総連合中央執行委員長
一般社団法人住宅生産団体連合会会長
一般社団法人建設産業専門団体連合会会長

殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

建設業における労働災害防止対策の徹底について

平成26年8月5日付け基安安発0805第1号「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について」により労働災害防止に向けた取組の強化を要請したところですが、建設業に対する緊急要請内容の詳細は下記のとおりですので、取組方よろしく願います。

記

1 建設業における労働災害発生状況

建設業における労働災害の発生状況は、死亡災害は長期的に減少を続け、平成25年には、貴協会をはじめとする関係各位の御尽力の結果、平成23年と並び過去最少の342人となりました。一方で、休業4日以上の死傷災害は、平成22年までは長期的に減少したものの、その後は3年連続して増加している状況にあります。

さらに、平成26年の労働災害の発生状況を見ますと、1月～6月末までの速報値では、休業4日以上の死傷災害は、6,922人と前年同期の6,653人と比較して269人(+4.0%)の増加となっており、死亡災害は、159人と前年同期の124人と比較して35人(+28.2%)の大幅な増加となっております。

労働災害の内訳を見ますと、休業4日以上の死傷災害では、「墜落・転落」が2,461人で、117人(+5.0%)増加しており、起因物は屋根等、足場等が多くなっています。また、「はさまれ・巻き込まれ」が825人で、60人(+7.8%)増加しており、起因物は建設機械、動力運搬機(トラックなど)が多くなっています。

死亡災害では、「墜落・転落」が78人で、17人（+27.9%）増加しており、起因物は屋根等、足場、建築物等が多くなっています。また、「はさまれ・巻き込まれ」が24人で、16人（+200.0%）増加しており、起因物は建設機械や高所作業車が6割近くを占めています。

2 建設業を取り巻く環境

建設業を取り巻く環境としては、平成24年から増加に転じた建設投資額が引き続き増加基調にあり、未消化工事高が対前年比で増加していること、鉄筋工や型枠工などの建設技能労働者の需給状況がひっ迫していること等の状況にあります。また、建設工事量の増大、技能労働者や現場管理者の不足等によって人材の質の維持や現場管理に支障を来し、個々の労働災害防止措置が十分に徹底されていないのではないかとということも懸念されていますが、これらがそのまま労働災害の増加につながることは避けなければなりません。

3 建設業における労働災害防止対策の徹底

上記の1及び2を踏まえて、災害発生、現場管理等の実態に即して「墜落・転落」及び「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止並びに暑熱期における熱中症予防について、以下の事項を重点とした点検・対策を徹底してください。

なお、点検・対策の実施に係る周知啓発用パンフレットを送付しますので、全国建設業労働災害防止大会での配布等及び支部におけるパトロール等の実施に留意してください。

- (1) 高さ2メートル以上の箇所での作業時における、足場等の作業床の設置及び墜落防止用の囲い、手すり等の設置の徹底
- (2) 作業床を設けることが困難な場合における、安全帯を安全に取り付けるための設備の設置及び安全帯（ハーネス型安全帯）の使用の徹底
- (3) はしご使用時における、上部及び脚部の固定等による転移防止措置の徹底及び昇降時の親綱又は安全ブロックの使用による安全帯（ハーネス型安全帯）の使用の徹底
- (4) 建設機械等（高所作業車などを含む。）に接触するおそれのある場所への立入禁止又は誘導者の配置による誘導の徹底
- (5) 熱中症の予防のため、暑さ指数（WBGT値）を把握し、適切な休憩時間の確保等への活用、水分・塩分の摂取や不調者がいないかの確認などの対策の徹底

基安発第 0325001 号

平成 15 年 3 月 25 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について

建設工事における労働災害を防止するためには、建設工事における元方事業者、関係請負人等の事業者が労働災害を防止するための措置を確実に実施するとともに的確な労働災害防止活動を実施することが必要であるが、併せて建設工事現場で働く労働者も労働災害防止の重要性を認識し、事業者が行う措置に応じて必要な事項を遵守し、労働災害防止活動に積極的に協力することが重要である。

こうした観点に立って、建設業労働災害防止協会では、今般、建設現場で働く労働者が守らなければならない労働安全衛生法の遵守事項等の基本的事項について周知徹底するための教育手法を示した「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育に関する指針」を別添のとおり策定し、その普及を図ることとしているところである。

厚生労働省としても、建設業における労働災害を防止する上で、当該指針に基づいた教育の普及が重要と考えられることから、貴職におかれても、管内の建設業における当該指針に基づく建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育の普及に努められたい。

別添

建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育に関する指針

建設業労働災害防止協会

I 趣旨

建設工事現場における労働災害の防止を徹底するためには、建設工事に係る元方事業者、関係請負人等の事業者としての責務の履行にあわせて、建設工事に従事する労働者も災害防止の重要性を認識し、事業者が行う労働災害防止活動に協力することが重要である。

とりわけ、労働者の不安全行動の防止の観点からは、事業者は労働者が守らなければならない労働安全衛生法の遵守事項等の基本的事項について、労働者に周知徹底する必要がある。

本指針は、建設業労働災害防止協会の本部及び都道府県支部が事業者に代わって、建設工事に従事する労働者（以下「建設従事者」という。）に対し、不安全行動等の防止に関して実施すべき必要な安全衛生教育事項を定めたものである。

II 対象者

建設従事者

III 実施者

実施主体は、建設業労働災害防止協会の本部及び都道府県支部とする。

IV 実施方法

1. 内容及び時間

(1) 内容

別紙1の教育カリキュラムによる。

(2) 時間

原則として、1日（6時間）とする。

2. 方法

別紙2の教育項目例を参考として、教育の対象者の建設工事現場における作業内容に応じた効果的な方法により実施する。

3. 講師

建設工事についての最新の知識及び経験を有する者で、次のいずれかに該当するものとする。

- ① 建災防が実施する講師養成講座を修了した者
- ② 安全管理士又は衛生管理士
- ③ 労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント

- ④ 建災防セーフティエキスパート
- ⑤ その他建設業労働災害防止協会会長が認めた者

4. 教 材

教育カリキュラムに示す内容に適したテキスト、ビデオ、CD-ROM等の教材を使用する。

V 実施結果の保存等

事業者に代わって当該教育を建設業労働災害防止協会の本部及び都道府県支部が実施した場合は、実施年月日、場所、参加者名簿及び教育内容を3年間保存するとともに、事業者に対して実施結果を報告し、受講者に対して教育修了証明書を発行する。

建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
労働安全衛生関係法令	・事業者の責任と労働者の遵守義務	30分
安全施工サイクルに関する事項	・安全施工サイクルの実施方法	60分
現場の労働安全衛生に関する具体的実施事項	<ul style="list-style-type: none"> ・現場の安全管理体制 ・現場での安全点検 ・有害物、有害作業、有害場所等の健康障害防止 ・その他労働安全衛生に関する具体的実施事項 	90分
労働災害の事例及びその対策	<ul style="list-style-type: none"> ・作業行動による労働災害防止対策 (ヒューマンエラー関係を含む。) 	60分
実技訓練 (現場でできる実技体験訓練)	<ul style="list-style-type: none"> ・服装及び保護具(呼吸用保護具、保護帽、安全帯等)の適切な装着方法 ・現場での合図の種類、方法及び確認 ・適切な安全指示の方法と対応 ・その他労働安全衛生に関する実技訓練 	120分
合 計		360分

建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育の教育項目例

●は必ず行う項目 ○は工事の内容に応じて適宜選択する項目

科目	内容(教育項目例)	工事の種類			教育形式
		土木	建築	設備	
労働安全衛生関係法令 (30分)	●事業者の責任と労働者の遵守義務	○	○	○	対話
安全施工サイクルに関する事項 (60分)	●安全施工サイクルの実施方法 (安全ミーティング、KY活動、現地KY、作業手順書等)	○	○	○	対話
現場の労働安全衛生に関する具体的実施事項 (90分)	●現場の安全管理体制 ●現場での安全点検 ●有害物、有害作業、有害場所等の健康障害防止 ◎機械等による危険の防止 ◎危険物等による危険の防止 ◎電気等による危険の防止 ◎墜落等による危険の防止 ◎土砂崩壊等による危険の防止 ◎4S(整理・整頓・清掃・清潔) ◎腰痛体操、リフレッシュ体操等	○	○	○	対話 模擬 演習
労働災害の事例及びその対策 (60分)	●作業行動による労働災害防止対策 (ヒューマンエラー関係を含む。) ・簡単な実習による体験 ・自己診断	○	○	○	グループ 実習
実技訓練 (現場でできる実技体験 訓練) (120分)	●服装及び保護具(呼吸用保護具、保護帽、安全带等)の適切な装着方法 ●現場での合図の種類、方法及び確認 ●適切な安全指示の方法と対応 ◎クレーン、移動式クレーンによる危険の防止(立入禁止、死角による危険場所等) ◎車両系建設機械による危険の防止(立入禁止、死角による危険場所等) ◎現場での危険箇所の認識テスト ◎手工具等の取扱い ◎爆発・火災等に関する救護方法 ◎避難訓練 ◎消火器の使用方法 ◎救急蘇生の方法	○	○	○	技能